

(証券コード7624)  
令和3年5月10日

株 主 各 位

東京都北区昭和町二丁目1番11号  
株式会社 N a I T O  
取締役社長 坂 井 俊 司

## 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年5月24日(月曜日)午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年5月25日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)  
2. 場 所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番 JR神田万世橋ビル 4階  
ステーションコンファレンス万世橋 404

### 【会場変更】

会場が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

### 3. 会議の目的事項 報 告 事 項

- (1) 第70期(令和2年3月1日から令和3年2月28日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類の監査結果報告の件  
(2) 第70期(令和2年3月1日から令和3年2月28日まで)  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査等委員以外の取締役6名選任の件  
第3号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
〇事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.naito.net/>)に当該事項を掲載させていただきます。  
〇お土産の配布はございません。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第70期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の対応

- ・役員およびスタッフは常時マスクを着用させていただきます。
- ・間隔を空けた座席配置とするため、席数に限りがございますことをご承知おきください。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場制限等をさせていただきます場合がございます。

#### 2. 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、できる限り株主総会へのご出席を見合わせていただき、特にご高齢の方・基礎疾患のある方は、書面による議決権行使をお願いいたします。
- ・会場内での常時マスクご着用と、手洗いや受付等での手指消毒にご協力くださいますようお願いいたします。
- ・当日ご出席される株主様は、発熱や咳の有無等の健康状態を十分ご確認のうえお越しくくださるようお願いいたします。

なお、上記に関わらず感染の状況等を考慮し、感染防止の措置を講じる場合があります。そして、大きな変更がある場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(令和2年3月1日から  
令和3年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に大きく翻弄される一年となりました。上期は、輸出および生産活動等に甚大な影響を及ぼし、企業収益も急速に悪化する大変厳しい状況で推移しました。下期以降は、同感染症の感染状況や依然続く米中貿易摩擦の影響等による不透明感があったものの、経済活動の再開に伴い国内景気は回復傾向で推移しました。

当社グループは最終年度を迎えた「中期経営計画 Achieve2020」において、「地域密着」「専門力」「対面営業」を軸とした重点施策を掲げておりましたが、同感染症の影響により、満足に実行するには至りませんでした。このような状況のもと、当社は商談および計測に関するセミナーにおけるWeb会議システムの活用や、新たに感染対策商材を取り扱うなど、柔軟な対応を行い拡販に努めました。

また、タイ・ベトナム・中国の各拠点における海外展開につきましては、中国は同感染症の早期収束により経済がいち早く回復に転じ、タイ・ベトナムでは同感染症の影響による活動制限は一部続いているものの、景気は回復傾向に転じており、感染対策を行いながら拡販に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は391億45百万円（前年同期比15.8%減）、営業利益は1億90百万円（同77.2%減）、経常利益は4億42百万円（同57.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億74百万円（同60.0%減）と減収減益になりました。

利益配分につきましては、企業体質の強化や将来の事業展開に備えて、内部留保の確保を図りつつ、株主の皆様方への利益還元に努めることを基本としながら、業績の推移と今後の経営環境等を勘案して、1株当たり配当額2円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、取扱商品別売上高の概要をご報告申し上げます。

取扱商品 分類	第 69 期 (令和元年度)		第 70 期 (令和 2 年度)		前 年 同期比 (%)	備 考
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
切削工具	22,463	48.3	18,955	48.4	△15.6	特殊鋼工具 超硬工具 ダイヤモンド工具等
計 測	4,416	9.5	3,667	9.4	△17.0	計測機器 測定工具
産業機器・ 工作機械等	19,587	42.2	16,523	42.2	△15.6	補用機器、制御機器 物流機器、機械工具 工作機械等
合 計	46,467	100.0	39,145	100.0	△15.8	

- (注) 1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 構成比および前年同期比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (切削工具)

主力取扱商品である切削工具につきましては、上期は新型コロナウイルス感染症拡大に伴うセールスの訪問活動自粛や生産活動の減少等の影響を受け売上高は大きく減少しました。下期以降は底堅い需要に支えられ回復傾向にあるものの、売上高は189億55百万円（前年同期比15.6%減）となりました。

#### (計測)

計測につきましては、営業活動の制限が長期化する中、ユーザー向けのWebセミナーを積極的に開催するとともに、引き続きメーカー資格取得による専門力の強化や修理・校正サービス確立も視野に入れた新規仕入先の開拓を行い拡販に努めたものの、売上高は36億67百万円（前年同期比17.0%減）となりました。

#### (産業機器・工作機械等)

産業機器・工作機械等につきましては、経済活動再開後は各種キャンペーン等の販売促進活動を実施するとともに、BCP対策商材や感染対策商材等の拡販に努めたものの、売上高は165億23百万円（前年同期比15.6%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は5億57百万円で、その主なものは基幹システム構築に対する投資であります。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、令和3年度より新中期経営計画（令和3年3月1日～令和8年2月28日）をスタートしました。この5カ年においては、既存事業のシェア拡大を図るとともに、デジタル技術を活用した受発注業務や物流業務等の自動化による生産性の向上を図りつつ、物品販売からアフターサービスを行うオールインワン事業を確立し、お客様から機械工具のソリューションパートナーとして頼られ選ばれる企業を目指していきます。

### 〔重点課題〕

オールインワン事業を展開する新たな卸の形態に変わる。

1. 国内既存事業のシェア拡大および収益力の向上
2. 新規事業展開による事業規模の拡大
3. 海外事業の推進
4. デジタル技術を活用した生産性の向上
5. 時代に合わせた専門人財および中核人財の育成

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成29年度 第67期	平成30年度 第68期	令和元年度 第69期	令和2年度 第70期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	46,587	50,014	46,467	39,145
経 常 利 益 (百万円)	960	1,175	1,032	442
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	653	812	686	274
1株当たり当期純利益 (円)	11.94	14.84	12.54	5.02
純 資 産 額 (百万円)	10,733	11,347	11,818	11,878
1株当たり純資産額 (円)	196.00	207.22	215.82	216.92
総 資 産 額 (百万円)	17,304	18,016	17,980	16,453

- (注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、純資産額ならびに総資産額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成29年度 第67期	平成30年度 第68期	令和元年度 第69期	令和2年度 第70期 (当期)
売 上 高 (百万円)	46,464	49,865	46,351	39,039
経 常 利 益 (百万円)	944	1,153	1,030	449
当 期 純 利 益 (百万円)	638	790	685	281
1株当たり当期純利益 (円)	11.66	14.44	12.51	5.14
純 資 産 額 (百万円)	10,627	11,215	11,681	11,766
1株当たり純資産額 (円)	194.07	204.81	213.32	214.87
総 資 産 額 (百万円)	17,146	17,878	17,830	16,330

- (注) 1. 売上高、経常利益、当期純利益、純資産額ならびに総資産額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### a. 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 出資比率	関係内容
岡谷鋼機株式会社	91億28百万円	45.65%	役員兼任有、 本社社屋の賃借、 商品の売買

#### b. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社は、親会社と連携を緊密にしながらも事業活動や経営判断においては、独立性を保持し、取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、重要な子会社には該当しませんが、NAITO VIETNAM CO., LTD. を連結の範囲に含めております。また、子会社には該当しませんが、SOMAT Co., Ltd. を持分法の範囲に含めております。

## (6) 主要な事業内容

当社は、切削工具、計測、産業機器、工作機械の販売を主な事業目的としております。その売上高等は、前記4頁の「取扱商品別売上高の概要」に記載のとおりです。

## (7) 主要な事業所の状況

①本社 東京都北区

②支店・事務所

営業部	支店・事務所名（所在地）	
北海道・東北営業部	札幌支店（北海道札幌市） 山形事務所（山形県山形市） 北東北支店（岩手県盛岡市）	東北支店（宮城県仙台市） 郡山事務所（福島県郡山市）
北関東営業部	北関東支店（群馬県太田市） 新潟支店（新潟県新潟市） 岡谷事務所（長野県岡谷市）	宇都宮事務所（栃木県宇都宮市） 信州支店（長野県上田市） 埼玉支店（埼玉県桶川市）
東京営業部	東京第一支店（東京都北区） 勝田事務所（茨城県ひたちなか市） 西東京支店（神奈川県相模原市）	東京第二支店（東京都北区） 南東京支店（神奈川県川崎市） 静岡支店（静岡県静岡市）
中部営業部	名古屋第一支店（愛知県名古屋市） 名古屋第三支店（愛知県名古屋市） 安城支店（愛知県安城市）	名古屋第二支店（愛知県名古屋市） 四日市事務所（三重県四日市市） 浜松支店（静岡県浜松市）
関西営業部	大阪第一支店（大阪府東大阪市） 北陸支店（石川県金沢市） 神戸支店（兵庫県明石市）	大阪第二支店（大阪府東大阪市） 京都支店（京都府京都市）
西部営業部	岡山支店（岡山県岡山市） 九州支店（福岡県福岡市）	広島支店（広島県広島市） 北九州事務所（福岡県北九州市）

（注）令和3年3月1日付で以下のとおり組織変更をしております。

- ・北関東営業部と東京営業部を統合し、「東京・北関東営業部」に改称。
- ・関西営業部と西部営業部を統合し、「関西・西部営業部」に改称。
- ・北陸支店を関西営業部から中部営業部に移管。

### ③物流センター

物流センター名	所在地
東日本物流センター	東京都北区
西日本物流センター	大阪府東大阪市
中部物流センター	愛知県名古屋市



## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年同期比増減
344名	9名増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
334名	9名増	42.1歳	17.8年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。  
従業員数には、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員)69名(年平均雇用人員、1日8時間換算)および出向者6名は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	108
株式会社りそな銀行	140
株式会社三井住友銀行	126
三井住友信託銀行株式会社	49
株式会社常陽銀行	35

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 54,789,510株 (自己株式数28,180株を含む。)

(2) 株主数 4,401名

### (3) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率
岡谷鋼機株式会社	25,000,000	45.65%
株式会社MOLDINO	3,108,960	5.67%
株式会社タンガロイ	3,094,960	5.65%
ユニオンツール株式会社	3,090,800	5.64%
京セラ株式会社	3,080,000	5.62%
NaITO取引先持株会	1,807,700	3.30%
株式会社不二越	1,568,900	2.86%
SMC株式会社	1,547,000	2.82%
日東工器株式会社	1,541,300	2.81%
BIGDAISHOWA株式会社	1,540,300	2.81%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
坂井俊司	取締役社長	岡谷鋼機株式会社 取締役
河野英之	常務取締役	
徳田信幸	取締役 営業本部長	
中島徹	取締役 営業副本部長	
和田光央	取締役 営業副本部長	
伊藤潤	取締役 管理本部長	
河村元志	取締役	岡谷鋼機株式会社 取締役 秘書役 経理本部長
大矢英貴	取締役	岡谷鋼機株式会社 取締役 メカトロ本部長
遠藤孝之	取締役 (常勤監査等委員)	
渡邊光誠	取締役 (監査等委員)	東京富士法律事務所 パートナー 東亜建設工業株式会社 社外取締役
川島亜記	取締役 (監査等委員)	島田法律事務所 パートナー

- (注) 1. 令和2年5月26日開催の第69期定時株主総会において、大矢英貴氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 坂田光徳氏は、令和2年5月26日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役渡邊光誠および川島亜記の両氏は、社外取締役です。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集その他監査の実効性を高めるべく、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 渡邊光誠および川島亜記の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
6. 監査等委員遠藤孝之氏は、当社の経理部長を長年担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役（常勤の監査等委員である取締役は除く。）は、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （ 1名）	900万円 （ 100万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	180万円 （ 70万円）
合 計	9名	1080万円

- (注) 1. 取締役の支給総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。  
 2. 支給総額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 光 誠	東京富士法律事務所 パートナー	該当なし
		東亜建設工業株式会社 社外取締役	
	川 島 亜 記	島田法律事務所 パートナー	該当なし

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 光 誠	取締役会10回のうち8回、監査等委員会10回のうち8回に出席し、弁護士として法律に関する知識と経験から必要に応じて意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	川 島 亜 記	取締役会10回全て、監査等委員会10回全てに出席し、弁護士として法律に関する知識と経験から必要に応じて意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬等の額を区分指定しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、社員を含めた企業としての果たすべき役割を定めた企業行動憲章において関係法令・国際ルールの遵守をうたっており、その周知徹底を図っています。また社員に対しては、社員行動規準を定め、各人がこれを日常的に実践することおよび法令・社内諸規程等の遵守を継続的に啓発しています。
- ② 人事総務部をコンプライアンス統括部署とし、法令・社内諸規程等の遵守体制の整備を図るとともに、教育・研修を通じて関係部署に対しコンプライアンスに関する啓発を行っています。
- ③ 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、取締役の職務執行について法令・定款および監査等委員会規程に従い、監査等委員会が定める監査方針・業務分担等により監査を行っています。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄組織である内部監査室を設置し、内部監査規程に従い監査を実施し、監査結果を社長に報告しています。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部監査室が内部統制の評価を行い、評価結果を社長に報告しています。また、内部統制の整備・運用の全社的な推進・調整等を行う内部統制推進委員会を設置し、社長からの指示を受け継続的に改善等を行っています。
- ⑥ 企業行動憲章、法令、社内諸規程およびそのほかコンプライアンスに著しく反する行為の社内通報システムとして、人事総務部内に企業倫理相談窓口を設置し通報に対応しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に永久保存し、10年間は備え置くものとしています。
- ② その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査等委員会が必要に応じて閲覧できる体制としています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに対して的確な管理・実践ができる体制を整備しています。
- ② 人事総務部は、各部門と連携し企業をとりまく様々なリスクに対応する体制を整備しています。
- ③ 当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下のa～eのリスクを認識し、人事総務部においてその対応部署を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行っています。
  - a. 事業環境変動によるリスク
  - b. 金利変動によるリスク
  - c. 取引先与信のリスク
  - d. 商品在庫に関するリスク
  - e. 災害・事故等によるリスク

- ④ 対応部署は、必要に応じて規程・細則・マニュアルの新設・改廃や教育・啓発を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整えています。
  - ⑤ 緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は取締役会・経営会議および人事総務部へ報告するとともに、対策を検討し実行します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会については、法令・定款のほか取締役会規程に基づきその適切な運営を確保しています。
  - ② 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行っています。
  - ③ 経営会議は、経営会議規程に基づき毎月1回開催することを原則とし、取締役会の管理統制のもと職務権限に基づき迅速な業務執行の具体策の決定を行っています。
  - ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程および職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続を明確にしています。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ① 当社および子会社は、親会社において定めている関係会社管理・運営規程に基づき、当社を管理主管する親会社の担当部署の統括・管理・支援・指導を受けています。
  - ② 当社および子会社の経営に関する重要事項については、当社および親会社の職務権限規程ならびに親会社の関連諸規程に基づき、親会社への報告を行っています。
  - ③ 定期的に開催されるグループ会社社長会議等において、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図っています。また、監査体制として、当社監査等委員会監査の他、親会社の業務分掌規程に基づく同監査部による監査を受け、業務の適正化の確保・向上に努めています。
  - ④ 当社および子会社は、必要に応じて親会社の監査役による調査を受けています。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会から要求があった場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。
  - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を行います。
  - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課および賞罰などについては、監査等委員会と事前に協議することとしています。

- (7) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査等委員会に報告しています。
  - ② 下記の事象が発生した場合は、当社および子会社の関係取締役および当該部署責任者は監査等委員会へ報告します。
    - a. 当社および当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実
    - b. 重大な不正行為
    - c. 法令・定款に違反する重大な事実
    - d. 企業倫理相談窓口の相談内容のうち重要と判断したもの前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができるものとしています。  
なお、当社および子会社は、これらの報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう確保します。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会および内部監査室は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っています。
  - ② 監査等委員会は監査結果等について直接社長に報告し、意見交換等を行っています。
  - ③ 監査等委員会が、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他の監査等委員会の職務の執行に伴い生ずる費用は当社が負担します。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
- ① 当社は、企業行動憲章の定めのとおり、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会生活の発展を妨げる反社会的勢力および団体に対しては決して関係は持たず、毅然たる態度で対応します。
  - ② 反社会的勢力および団体に対する対応部署を人事総務部とし、社内関係部署ならびに所轄警察署や顧問弁護士等外部機関との協力関係の整備を図っています。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は、取締役会および経営会議をそれぞれ原則毎月1回開催しております。業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議で審議することにより、取締役の職務執行の適正性・効率性を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を10回、経営会議を25回開催しております。

### ② コンプライアンス体制

当社は、企業行動憲章に基づき、取締役および社員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内での教育および会議体での説明等を行い、法令・社内諸規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、企業倫理相談窓口規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

当社は、内部統制推進委員会を中心として、リスク発生の未然防止およびリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業を取り巻く様々なリスクに対応できるよう社内諸規程等の整備や啓発活動を進めております。なお、当事業年度につきましては、内部統制推進委員会を2回開催しております。

### ④ グループ管理体制

当社グループの経営に関する重要事項については、職務権限規程に基づき管理を行っております。また、適宜会議等を開催し、財務状況および業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。

### ⑤ 監査等委員会の職務執行

業務執行に係る重要事項については、監査等委員は取締役会および経営会議など重要な会議に参加するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。また、職務権限規程に基づく申請書の閲覧・確認等により監査等委員会に対する報告体制は整備されております。

監査等委員は、内部監査室と適時・適切な情報交換をしており、適正かつ効率的な監査とすべく、監査計画に基づく監査を実施しております。また、社長および会計監査人との面談も定期的にも実施しており、必要に応じて適宜意見交換も行っております。

# 連結貸借対照表

(令和3年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	13,391	流動負債	4,428
現金及び預金	188	支払手形及び買掛金	3,404
受取手形及び売掛金	7,920	短期借入金	458
電子記録債権	1,397	リース債務	0
たな卸資産	3,660	未払法人税等	60
その他	226	賞与引当金	188
貸倒引当金	△0	その他	315
固定資産	3,061	固定負債	145
有形固定資産	170	リース債務	0
建物及び構築物	28	役員退職慰労引当金	80
工具、器具及び備品	99	退職給付に係る負債	0
土地	40	その他	64
その他	2	<b>負債合計</b>	<b>4,574</b>
無形固定資産	883	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	35	株主資本	11,729
ソフトウェア仮勘定	821	資本金	2,291
その他	26	資本剰余金	2,285
投資その他の資産	2,008	利益剰余金	7,163
投資有価証券	350	自己株式	△10
退職給付に係る資産	183	その他の包括利益累計額	149
差入保証金	1,415	その他有価証券評価差額金	76
繰延税金資産	40	為替換算調整勘定	10
その他	28	退職給付に係る調整累計額	62
貸倒引当金	△10	<b>純資産合計</b>	<b>11,878</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,453</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>16,453</b>

# 連結損益計算書

(令和2年3月1日から  
令和3年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,145
売上原価	34,911
売上総利益	4,233
販売費及び一般管理費	4,042
営業利益	190
営業外収益	
受取利息及び配当金	10
持分法による投資利益	3
仕入割引	506
雇用調整助成金	120
その他	5
営業外費用	
支払利息	3
売上割引	384
その他	5
経常利益	442
税金等調整前当期純利益	442
法人税、住民税及び事業税	170
法人税等調整額	△2
当期純利益	274
親会社株主に帰属する当期純利益	274

## 連結株主資本等変動計算書

(令和2年3月1日から  
令和3年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,291	2,285	7,107	△10	11,673
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△219		△219
親会社株主に帰属する当期純利益			274		274
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			55		55
当 期 末 残 高	2,291	2,285	7,163	△10	11,729

	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	53	11	80	145	11,818
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△219
親会社株主に帰属する当期純利益					274
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22	△0	△17	4	4
連結会計年度中の変動額合計	22	△0	△17	4	60
当 期 末 残 高	76	10	62	149	11,878

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 NAITO VIETNAM CO., LTD.

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社数および名称

1社 SOMAT Co., Ltd.

#### (2) 持分法を適用しない関連会社

会社等の名称 藤中工具(上海)有限公司

藤中工具(上海)有限公司は、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のNAITO VIETNAM CO., LTD.の決算期は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務情報を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産

商 品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く)

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
構築物	10年
機械及び装置	12～17年
車両及び運搬具	4年
工具器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

但し、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に

(所有権移転外ファイ

よっております。

ナンス・リース取引に

係るリース資産)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会

計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、

内規に基づく当連結会計年度末要支払額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

459百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	54,789,510	—	—	54,789,510
自己株式				
普通株式	28,180	—	—	28,180

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年5月26日 定時株主総会	普通株式	219	4.00	令和2年2月29日	令和2年5月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年5月25日 定時株主総会	普通株式	109	利益 剰余金	2.00	令和3年2月28日	令和3年5月26日



(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については銀行借入により調達しております。また、デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引については行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、仕入先に対する営業保証金および建物等の賃貸借契約における敷金等であり、仕入先および賃借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。この金利は変動金利であるため、金利変動のリスクに晒されております。ファイナンス・リースに係る債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、販売管理規程に従い、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については取引先ごとに残高管理を行っており、各営業部門および法務審査室が定期的にモニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、営業本部（新営業企画部）および人事総務部にて定期的にモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行先の財務状況の把握に努めております。外貨建の債権・債務については為替予約によるヘッジを行い、為替リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について特定の大口顧客に対するものはありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	188	188	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,920	7,920	—
(3) 電子記録債権	1,397	1,397	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	252	252	—
(5) 差入保証金	103	103	—
(6) 支払手形及び買掛金	(3,404)	(3,404)	—
(7) 短期借入金	(458)	(458)	—
(8) デリバティブ取引 (*2)	(0)	(0)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (5) 差入保証金

契約上の残存期間に基づき同期間の国債の利回りで割引いた現在価値によっております。また、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

#### (6) 支払手形及び買掛金(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (8) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
① 投資有価証券 その他有価証券	97
② 差入保証金	1,312

- ① 投資有価証券 その他有価証券のうち非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ② 差入保証金のうち営業保証金については、仕入先に対する保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)差入保証金」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 216円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円02銭   |

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和3年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	13,336	流 動 負 債	4,417
現金及び預金	164	買 掛 金	3,398
受 取 手 形	2,675	短 期 借 入 金	458
電 子 記 録 債 権	1,397	リ ー ス 債 務	0
売 掛 金	5,259	未 払 金	207
た な 卸 資 産	3,640	未 払 法 人 税 等	60
そ の 他	200	賞 与 引 当 金	187
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	104
<b>固 定 資 産</b>	2,993	<b>固 定 負 債</b>	145
有 形 固 定 資 産	170	リ ー ス 債 務	0
建 物 及 び 構 築 物	28	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80
工 具、器 具 及 び 備 品	99	そ の 他	64
土 地	40		
そ の 他	2	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,563</b>
無 形 固 定 資 産	883	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	35	株 主 資 本	11,690
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	821	資 本 金	2,291
そ の 他	26	資 本 剰 余 金	2,285
投 資 そ の 他 の 資 産	1,939	資 本 準 備 金	2,285
投 資 有 価 証 券	262	利 益 剰 余 金	7,123
関 係 会 社 株 式	81	そ の 他 利 益 剰 余 金	
出 資 金	16	別 途 積 立 金	4,000
前 払 年 金 費 用	93	繰 越 利 益 剰 余 金	3,123
差 入 保 証 金	1,414	自 己 株 式	△10
破 産 更 生 債 権 等	5	評 価 ・ 換 算 差 額 等	76
繰 延 税 金 資 産	68	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76
そ の 他	7		
貸 倒 引 当 金	△10	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,766</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,330</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,330</b>

# 損 益 計 算 書

(令和2年3月1日から  
令和3年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	39,039	
売 上 原 価	34,845	
売 上 総 利 益	4,193	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,000	
営 業 利 益	193	
営 業 外 収 益	650	
受 取 利 息 及 び 配 当 金		18
仕 入 割 引		506
雇 用 調 整 助 成 金		120
そ の 他		5
営 業 外 費 用	393	
支 払 利 息		3
売 上 割 引		384
そ の 他	5	
経 常 利 益	449	
税 引 前 当 期 純 利 益	449	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	170	
法 人 税 等 調 整 額	△2	
当 期 純 利 益	281	

## 株主資本等変動計算書

(令和2年3月1日から  
令和3年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,291	2,285	2,285	4,000	3,061	7,061
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△219	△219
当 期 純 利 益					281	281
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計					62	62
当 期 末 残 高	2,291	2,285	2,285	4,000	3,123	7,123

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△10	11,627	53	53	11,681
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△219			△219
当 期 純 利 益		281			281
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			22	22	22
事業年度中の変動額合計		62	22	22	85
当 期 末 残 高	△10	11,690	76	76	11,766

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のある有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のない有価証券……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
構築物	10年
機械及び装置	12～17年
車両及び運搬具	4年
工具器具及び備品	3～20年

#### (2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

但し、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

### 3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末においては前払年金費用計上のため、退職給付引当金は計上しておりません。
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支払額を計上しております。

### 4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。



(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	458百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	77百万円
短期金銭債務	23百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業収益	437百万円
営業費用	303百万円
営業外収益	9百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	28,180

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	32百万円
賞与引当金	57百万円
未払事業税	7百万円
その他	63百万円

繰延税金資産小計 160百万円

評価性引当額 △29百万円

繰延税金資産合計 130百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △33百万円

前払年金費用 △28百万円

繰延税金負債合計 △62百万円

繰延税金資産の純額 68百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係
親会社	岡谷鋼機株式会社	愛知県 名古屋市 中区	9,128	鉄鋼・機械、 情報・電機、 産業資材、 生活産業の 売買・製造等	(被所有) 直接 45.65	役員兼任有、 本社社屋の賃借、 商品の売買

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品の売上	79	売掛金	4
商品の仕入	186	前払費用	9
家賃の支払	108	買掛金	23
その他の営業費用	4		
利息の受取	0		
資金貸付取引	1,300		

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針  
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。  
家賃については、近隣相場等を勘案し、協議の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 214円87銭
2. 1株当たり当期純利益 5円14銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年4月9日

株式会社N a I T O  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪彰久 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N a I T Oの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N a I T O及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年4月9日

株式会社N a I T O  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 松本千佳 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪彰久 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N a I T Oの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年4月13日

株式会社 N a I T O 監査等委員会

常勤監査等委員 遠藤 孝之 ㊞

監査等委員 渡邊 光誠 ㊞

監査等委員 川島 亜記 ㊞

(注) 監査等委員渡邊光誠及び川島亜記は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第70期の配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金2円 総額 109,522,660円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和3年5月26日

### 第2号議案 監査等委員以外の取締役6名選任の件

監査等委員以外の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員以外の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から異議のない旨の意見を得ております。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか い しゅん じ 坂 井 俊 司 (昭和38年12月23日生)	昭和62年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成22年3月 同社東京本店メカトロ部長 平成26年4月 当社顧問 平成26年5月 当社取締役社長就任(現任) 令和2年5月 岡谷鋼機㈱取締役就任(現任)	4,200株
	<選任理由> 平成26年より当社取締役社長を務めており、事業活動における豊富な経験と知識を活かし、経営トップとして企業経営を担える人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	とく だ のぶ ゆき 徳 田 信 幸 (昭和34年12月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年3月 当社西部営業部長 平成22年5月 当社取締役就任 平成24年9月 当社取締役営業本部長（現任）	12,000株
	<選任理由> 当社営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの事業拡大に向け、強いリーダーシップを発揮出来る人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
3	なか じま とおる 中 島 徹 (昭和34年7月7日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年3月 当社東京営業部長 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年4月 当社取締役営業副本部長（現任）	14,000株
	<選任理由> 当社営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの事業拡大に向け、特に海外展開や計測開発部門等の取り組みにおいて強いリーダーシップを発揮出来る人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
4	い とう じゅん 伊 藤 潤 (昭和34年2月19日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年3月 当社中部営業部副部長 平成26年3月 当社管理部長（現 人事総務部長） 平成30年5月 当社取締役就任 平成30年5月 当社取締役管理本部長（現任）	7,500株
	<選任理由> 当社管理部門および営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの内部統制の強化や企業価値向上を図ることが出来る人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
5	かわ むら もと し 河 村 元 志 (昭和37年8月16日生)	平成11年2月 岡谷鋼機㈱入社 平成20年5月 同社東京本店経理部長 平成23年5月 当社監査役就任 平成28年5月 当社取締役就任（現任） 令和元年5月 岡谷鋼機㈱取締役 秘書役 経理本部長（現任）	0株
	<選任理由> 親会社の経理部門に関する幅広い経験と知識を活かし、当社グループの活性化を図れる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	おお や ひで き 大 矢 英 貴 (昭和38年11月19日生)	昭和61年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成20年5月 同社名古屋本店浜松支店長 平成27年3月 岡谷鋼機九州㈱取締役社長 令和2年5月 岡谷鋼機㈱取締役 メカトロ本部長（現任） 令和2年5月 当社取締役就任（現任）	0株
<p>&lt;選任理由&gt; 親会社の産業資材部門に関する幅広い経験と知識を活かし、当社グループの活性化を図れる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、非業務執行取締役（常勤の監査等委員である取締役は除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、非業務執行取締役である候補者河村元志氏および大矢英貴氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。  
3. 当社は、全ての取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、各候補者が就任した場合は、当該保険を更新する予定です。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって監査等委員以外の取締役を退任される河野英之氏および和田光央氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。本議案は、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（次頁参照）に基づいて支給するものであるため、相当であります。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項は無い旨の意見を受けております。

退任する監査等委員以外の取締役の略歴は、次のとおりです。

氏 名	略 歴
こう の ひで ゆき 河 野 英 之	平成17年5月 当社取締役就任 平成30年5月 当社常務取締役 現在に至る
わ だ みつ お 和 田 光 央	平成25年5月 当社取締役就任 現在に至る

## 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

### ・取締役の個人別の報酬額（固定報酬・業績連動報酬等）またはその算定方法の決定方針

監査等委員以外取締役の報酬は、毎月支給される月例報酬および退職時に支給される役員退職慰労金により構成する。

月例報酬は、基本年俸・加算額の合計額を12等分して支給することとし、取締役会にて決定した役員報酬制度に基づき、毎年6月に、役位に応じて基本年俸を、役位別に、前年度の経常損益、経常利益改善額およびあらかじめ定めた取組課題の達成状況を勘案して加算額を、それぞれ決定する。基本年俸と加算額の割合は定めないが、加算額は最大で基本年俸の85～94%程度となる。

役員退職慰労金は、取締役会にて決定した役員退職慰労金規程に基づき、役位および役位別在任年数に応じて決定し、株主総会決議後2か月以内に支給する。

### ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

監査等委員以外取締役の月例報酬については、取締役会から一任された取締役社長が、株主総会で決定された報酬等の限度内において上記方針に基づき決定する。

監査等委員である取締役の月例報酬については、株主総会で決定された報酬等の限度内において監査等委員会の協議により決定する。

監査等委員以外取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議および取締役会決議により決定する。

監査等委員である取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議および監査等委員会の協議により決定する。

### ・その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の業績が、実施計画に対して、大幅に達成（または大幅に未達成）となった場合、その他特別に考慮すべき事態が起こった場合に、監査等委員以外取締役の報酬について、取締役社長が特別加算（減算）を決定し実施できるものとする。また、当会社業績が著しく低迷した場合、もしくは社会的責任を問われる事態が発生した場合等には、取締役会において、当該事態に責任を有する監査等委員以外取締役の報酬を減額する措置をとることがある。

監査等委員以外取締役が、不正・違反行為等により解任された場合、もしくは退任後に会社に損害を与える恐れがある場合、役員退職慰労金を減額または不支給とすることがある。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

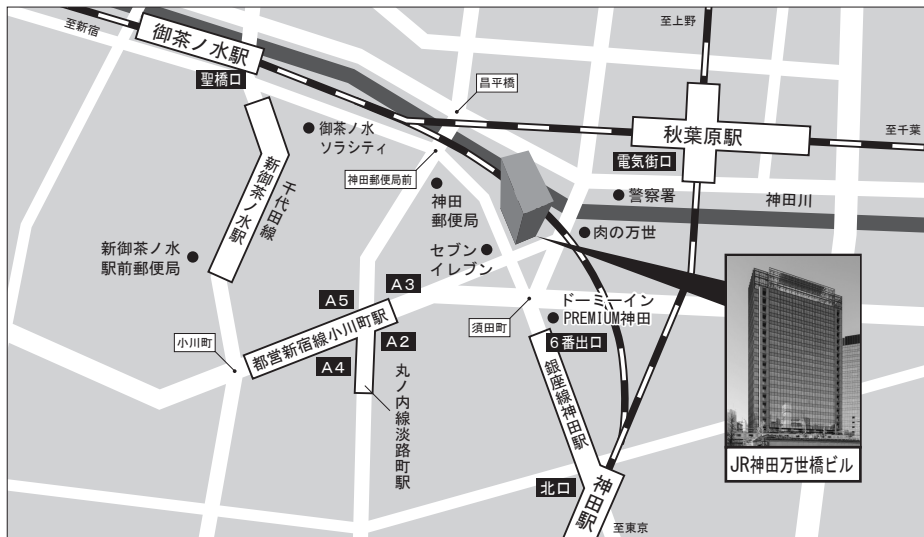
東京都千代田区神田須田町一丁目25番

J R神田万世橋ビル 4階

ステーションコンファレンス万世橋 404

電話 03-6859-8200

※ 昨年とは会場が異なりますので、ご注意ください。



## ●交通のご案内

J R

「秋葉原駅」  
「御茶ノ水駅」  
「神田駅」

電気街口徒歩4分  
聖橋口徒歩6分  
北口徒歩6分

東京メトロ

「丸の内線淡路町駅」  
「銀座線神田駅」

A3出口徒歩3分  
6番出口徒歩2分